

II 農業經營基盤強化促進事業關係參考資料

○農林水産省告示第千六百七十号

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十三条の規定に基づき、平成十五年九月十二日農林水産省告示第千四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十日

農林水産大臣

石破 茂

第四号中「次のとおり」を「別記様式のとおり」に改め、同号の様式を削る。

本則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第四号関係）

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

(印)

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

| 農 業 経 営 改 善 計 画 | | | | | |
|-----------------|--------|-------------------------|-----|---------|-----|
| ①目標とする営農類型 | | | | | |
| ②経営改善の方向の概要 | | (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標) | | | |
| | | 現状 | | 目標 (年) | |
| | | 年間農業所得 | 千円 | | 千円 |
| | 年間労働時間 | 時間 | | 時間 | |
| ③農業経営の規模の | 作目・部門名 | 現状 | | 目標 (年) | |
| | | 作付面積 | 生産量 | 作付面積 | 生産量 |
| | | 飼養頭数 | | 飼養頭数 | |
| | 経営面積合計 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------------------|--------|-----------------|--------|--------|--------|
| 拡大に関する目標 | 区分 | 地目 | 所在地 (市町村名) | 現状 | 目標 (年) | |
| | 所有地 | | | | | |
| | 借入地 | | | | | |
| | 特定作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | | 目標 (年) |
| | | | | 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 |
| | | | | | | |
| | 作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標 (年) | |
| | | 単純計 | | | | |
| | | 換算後 | | | | |
| | 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 | 事業名 | 内容 | 現状 | 目標 (年) | |
| | | | | | | |
| ④生産方式の合理化に関する目標 | 機械・施設 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 | | | |
| | | | 現状 | 目標 (年) | | |
| | 農利用地条の件 | 現状 | 目標 (年) | | | |
| | | | | | | |
| | 作合目理・化部の門方別向 | 作目・部門名 | 現状 | | 目標 (年) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | |
|--------------------|---------|--------|
| | 現状 | 目標 (年) |
| ⑤経営管理の合理化に関する目標 | | |
| ⑥農業従事の態様等の改善に関する目標 | | |
| ⑦目標を達成するためにとるべき措置 | 経営改善の目標 | 措置 |
| | | |

| | 氏名 (法人経営にあっては役員 の氏名) | 年齢 | 代表者との続柄(法人 経営にあっては役職) | 現状 | | 見通し | |
|----------------------------|----------------------------|----|--------------------------|------|-----------------|------|-----------------|
| | | | | 担当業務 | 年間農業従事 日数(日) | 担当業務 | 年間農業従事 日数(日) |
| 参 考 経 営 構 成 | | | (代表者) | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 雇 用 者 | 常時雇(年間) | | 実人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| | 臨時雇(年間) | | 実人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| | | | 延べ人数 | 現状 | 人 | 見通し | 人 |
| (参考) 他市町村の 認定状況 | 認定市町村名 | | 認定年月日 | 備考 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 「②経営改善の方向の概要」欄には、農業経営の現状として、専業・兼業の別、主要作目の生産状況等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。
また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作目の

- 規模、生産見込み等を記載する。
- さらに、年間農業所得について、その現状及び5年後の目標を「年間農業所得」欄に記載する。
- なお、可能であれば、主たる従事者の年間労働時間について、その現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。
- 5 「③農業経営の規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稲にあっては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
 - 6 「④生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
 - イ 「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
 - ウ 「作目・部門別合理化の方向」欄に、③の作目・部門ごとに、品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。
 - 7 「⑤経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記帳帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等について記載する。
 - 8 「⑥農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
 - 9 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」欄には、②から⑥までに掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。
なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。
 - 10 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置を記載する場合には、
 - ア 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」に記載するものとする。この場合、特定の個人

又は法人が出資するケースにおいては、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率を記載するものとする。また、不特定多数の者から出資を募るケースにおいては、その出資の枠、事業の方法、出資者との間で予定される取引の内容を記載するものとする。

イ この場合、出資をする者が関連事業者等であることを証する書面を添付するものとする。
ウ 特に、農業生産法人が、目標を達成するためにとるべき措置として関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除く。）から出資を受けようとする場合で、かつ、当該関連事業者等が法人である場合には、当該関連事業者等の定款又は寄付行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等当該法人の事業及び財務の状態が明らかとなる書面を添付するものとする。

11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあつては、「②経営改善の方向の概要」欄に、新たに農業を開始する予定年月日を記載するとともに、③から⑥までの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と併せて、就農3年後の農業経営の状況を括弧書きで記載する。

12 「（参考）経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。

イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正前の第四号の様式は、平成二十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

農用地利用集積計画書について (案)

第1 利用権設定 (経営受委託、移転及び転賃を除く) 関係 1 各筆明細

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|----|----|--------------|----|---------|----|--------|-------|-------|----|
| 整理番号 | 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A) | | (氏名又は名称) 〇〇〇〇 | (住所) 〇〇市・・・・ | (同意印) | | | | | | | | | | |
| | 利用権を設定する者の氏名及び住所 (B) | | (氏名又は名称) 〇〇〇〇 代理人 農地利用集積円滑化団体 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表者 〇〇〇〇〇〇 | (住所) 〇〇市・・・・ 〔 〇〇市・・・・ 〕 | (同意印) 〔 (同意印) 〕 | | | | | | | | | | |
| 利用権を設定する土地(C) | | 設定する利用権(D) | | 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E) | 利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等 (F) | | | | | | | | | | |
| 所在 | | 地番 | 現況地目 | 面積 m ² | 利用権の種類 | 内容 | 始期 | 存続期間 (終期) | 借賃 | 借賃の支払方法 | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 〔同意印〕 | 備考 |
| 大字 | 字 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>この計画に同意する。 利用権の設定を受ける者 利用権を設定する者</p> <p style="text-align: right;">住所 (同上) 〇〇 〇〇 印 住所 (同上) 〇〇 〇〇 (印)</p> <p style="text-align: right;">〔 代理人 住所 (同上) 農地利用集積円滑化団体 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表者 〇〇 〇〇 印 〕</p> <p>利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者</p> <p style="text-align: right;">住所 (同上) 〇〇 〇〇 印</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別業とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇m²の内〇〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日(始期)から〇〇年〇月〇日まで」と記載する。
- (7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎月〇月〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- (13) 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定(経営受委託、移転及び転賃を除く)を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- ~~(2) 借賃の減額
利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和77年法律第229号)第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。~~
- (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
(第2案)
(3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転賃又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転賃し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
 - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
 - (76) 目的物の返還
 - ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
 - ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
 - エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
 - (77) 利用権に関する事項の変更の禁止
 - 甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
 - (78) 利用権取得者の責務
 - 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - (79) その他
 - この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。
- 【農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加】
- (10) 契約の解除
 - 甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃借借契約を解除するものとする。
 - (11) 賃借が終了した場合の原状回復
 - 賃借が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。
 - (12) 違約金の支払い
 - 甲の責めに帰さない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。
 - (13) 利用状況の報告
 - 乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しもあわせて）同意市町村の長に提出しなければならない。
 - ア 乙の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
 - カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農業生産法人以外)

| 整理番号 | 氏名又は名称 | 性別 | 年齢 | 農作業従事日数 | 日 | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|------------------------|---------------|-----------------------------|------------------------------|
| 利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ² | 利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ² | 利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C) | 利用権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D) | | | 利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E) | 利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F) |
| | | | 世帯員 | 農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者) | 雇用労働力 (年間延日数) | 種類 | 数量 |
| 農地 | 農地 | 男 | 人 | 農業専従者 | 人日 | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | | | 女 | | | |
| その他 | | 従として農業に従事する者 | | | | | |
| 整理番号 | 氏名又は名称 | 性別 | 年齢 | 農作業従事日数 | 日 | | |

- (記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「豚養」、「鶏養」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日のをいう。
- (5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

(農業生産法人)

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------|------------------|----------|---------------------------------|------------|-----|----------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|
| 整理番号 | 農業生産法人名 | | | | | | | | | | | |
| 利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡ | 利用権の設定等を受ける農業生産法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡ | | 利用権の設定等を受ける農業生産法人の事業の状況 (C) | | | | | | 利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な家畜の飼養の状況 (F) | | 利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な農機具の所有の状況 (G) | |
| | | | 事業の種類 | | | | | | | | | |
| | | | 農畜産物名 | | 関連事業等の内容 | | 左記以外の事業の内容 | | | | | |
| | | | 現在 | | 現在 | | 現在 | | | | | |
| 農地 | 農地 | 権利取得後 | | 権利取得後 | | 権利取得後 | | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 | |
| | | 事業の実施状況及び事業計画 | | | | | | | | | | |
| | | 農業 | | | 左記以外の事業 | | | | | | | |
| | | 3年前 | | | 3年前 | | | | | | | |
| 採草放牧地 | 採草放牧地 | 2年前 | | 2年前 | | 2年前 | | | | | | |
| | | 1年前 | | 1年前 | | 1年前 | | | | | | |
| その他 | 放牧地 | 初年度 | | 初年度 | | 初年度 | | | | | | |
| | | 2年目 | | 2年目 | | 2年目 | | | | | | |
| | | 3年目 | | 3年目 | | 3年目 | | | | | | |
| 利用権の設定等を受ける農業生産法人の構成員の状況 (D) | | | | | | 利用権の設定等を受ける農業生産法人の業務執行役員の状況 (E) | | | | | | |
| 氏名・名称 | 議決権又は株式の数 | 法人への農地等の権利設定・移転 | 年間農業従事日数 | 法人と構成員との取引関係等の内容 | 氏名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | | | | |
| | | | | | | | 前年実績 | 見込み | 前年実績 | 見込み | 前年実績 | 見込み |
| | | | | | | | | | | | | |
| 雇用労働力 (年間延日数) | | 人日 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 整理番号 | 農業生産法人名 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

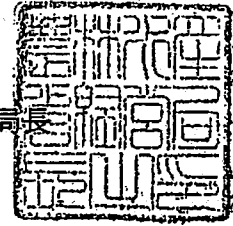
- (記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、耕作又は養畜の事業に関連する事業 (①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。) を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等 (以下「農業」という。) の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し (実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式 (議決権のあるものに限る。) の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役 (以下「業務執行役員」という。) が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

東北農政局長 殿



経営局長



農業経営改善計画の認定に当たっての作業受託の取扱いについて

認定農業者制度は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村が地域における農業経営の担い手として認定し、これらの者に対して支援措置を重点的に講じていくものであり、これまでも、農地の権原を有している者のみならず、施設園芸や畜産など、農地の権原を有していない経営であっても、複合化や集約化等によって経営改善を図ろうとする者について、認定が行われているところである。

一方、近年、担い手の減少や耕作放棄地の拡大が進展する中で、専ら農作業の受託を行う者が、地域における土地利用型農業の実質的な担い手として機能している事例も多くなっているが、これまでは、認定農業者制度において、これらの者の取扱いが明確でなかったところである。

このような専ら農作業の受託を行う者については、今後、地域における農業生産の担い手として一層重要な役割を担うことが見込まれる場合もあることから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針や基本構想において、効率的かつ安定的な農業経営の一形態として位置付け、認定農業者制度の積極的な活用を推進することが適当である。

また、昨年 10 月 27 日に「経営所得安定対策等大綱」が決定され、品目横断的経営安定対策の具体的な仕組みが明らかになったところである。本対策においては、「一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているもの」であることが対象者の要件の一つとされ、その「一定規模以上」の面積の算定に当たっては、対象者が権原を有する農地基本台帳の現況地目「田」と「畑」の面積のみならず、主な基幹作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している場合の当該作業受託の面積も含むこととされたところである。

以上のような状況にかんがみ、今般、平成15年9月12日農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）を改正し、農業経営改善計画の認定を申請する者（以下「申請者」という。）が、主な基幹作業を受託する場合であつて、申請者が当該作業受託を行う農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するときは、農業経営改善計画認定申請書において、当該作業受託（以下「特定作業受託」という。）に係る面積を「農業経営の規模」として位置付けることを明確化することとし、その内容を記載するとともに、当該申請者が行う農作業受託が特定作業受託に該当することを証明する書類を添付することとしたので、適切かつ円滑な認定事務の実施について遺漏なきようお願いする。

なお、市町村は、農業経営改善計画に記載された農業経営の規模と基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標との対比に当たっては、基本構想の指標において、特定作業受託に係る面積が明記されていない場合であっても、経営全体の面積規模及び各部門ごとの作付面積に特定作業受託に係る面積が含まれるものとして判断するものとする。

○農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程試案（平成5年）

この農業委員会は、農業経営基盤強化促進法第13条に基づき農用地の利用関係の調整を行うため、この調整に関する手続き規程を次のとおり定める。

1 この農業委員会は、認定農業者からの利用権の設定等を受けたい旨の申出（別紙様式例による申出書の提出）があった場合には、農業委員会の委員の中から調整委員○※人指名し、当該調整委員をして調整を行わせるものとする。この場合には、農業委員会は、申出をした認定農業者に調整委員の氏名を通知するものとする。

※1人又は2人が適当である。

2 この農業委員会は、別紙のとおり調整基準を定め、調整委員はこの調整基準をもとに、農地情報の整理、農地の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、関係権利者の同意の取り付け等の農用地の利用関係の調整を行うものとする。

3 認定農業者からの申出以前にすでに実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる等本調整の対象として不適正な事実があると認められる場合には、本調整は行わないものとする。

4 調整委員は、認定農業者の申出の内容、農用地の利用の程度等から、その農用地の所有者等に対して農業経営基盤強化促進法第13条第3項に基づく勧奨が必要と考えられるときは、その農用地の利用状況、事前の掘り起こし活動等の経過、勧奨を必要とする理由等を記載した勧奨理由書を作成して農業委員会に提出し、勧奨の実施について農業委員会の総会又は農地部会の議決を得るものとする。

この議決ののち、農業委員会は、当該農用地所有者等に対して、次の事項を記載した勧奨書を交付して調整委員をして勧奨を行わせるものとする。

（勧奨書記載事項）①勧奨対象農用地の所在地、地番、面積等 ②勧奨の趣旨 ③調整委員の氏名

5 調整委員は、調整が設立したときは調整調書（農用地利用集積計画の原案）を作成し、調整委員及び利用権設定等の当事者の署名押印の上、農業委員会に提出する。

6 この農業委員会は、この調整調書に基づき市町村に農用地利用集積計画の作成を要請しようとするときは、農業委員会の総会又は農地部会においてその旨の議決を行うものとする。この場合、農業委員会、要請しようとする内容について、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件の適合性について審査をするものとする。

7 この農業委員会は、6の要請の内容を記載した台帳を認定農業者毎に整理し備えおくものとする。

8 この農業委員会に置かれた農地主事は、調整委員の指示のもとに、上記2の農地情報の整理及び上記5の調整調書の案の作成を行う。

(別紙) 調整基準 (例)

- ア 農業経営改善計画及び認定農業者からの申出の内容を勘案して調整を行うこと。
- イ 利用権の設定等を受ける者は、原則として認定農業者であること。ただし、認定農業者に対する調整を行ううえで必要な場合は、認定農業者以外の者が利用権設定等を受ける調整も併せて行うこと。
- ウ 農地保有合理化法人を含めて調整を行うことが、認定農業者の申出の内容に即していると認められる場合には、農地保有合理化法人を含めて調整を行うこと。
- エ 複数の認定農業者から同一の農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合は、調整委員の間で協議のうえ、当該農用地等の位置その他の利用条件からみて当該農用地等を最も効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる者に対し優先的に利用権設定等の調整を行うこと。この場合、農業経営改善計画の農業経営規模の目標を達成していない者をすでに達成した者に優先して調整を行うこと。

申 出 書

年 月 日

〇〇 農業委員会長 殿

申出人 住所
氏名
認定年月日
認定市町村名

農用地等について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき申し出ます。なお、利用権設定等を受ける場合に希望する農用地等の条件は次のとおりです。

| 所 在 | 地 目 | 面 積 | 利用権等の種類 | 利用条件等 |
|-----|-----|-----|---------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- (注) 1 所在は〇〇地区周辺等と記入
2 利用権等の種類は、貸借権、所有権等と記入
3 利用条件等は、小作料の水準、農地の価格、ほ場条件、地形等について希望があれば記入

農用地利用改善事業実施団体規約試案

(目的)

第1 この組合は、〇〇地区の農業の振興と農業経営の改善を図ることを目的とする。

(名称)

第2 この組合は、「〇〇〇組合」とする。

(地区)

第3 この組合の地区は、〇〇市〇〇の区域とする。

(組合の事務所)

第4 この組合の事務所は、〇〇に置く。

(事業)

第5 この組合は、第1の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農用地利用改善事業の実施に関すること。
- ((2) 組合員の事業に必要な共同利用施設の設置に関すること。)
- (3) その他第1の目的達成に必要な事業に関すること。

(組合員の資格)

第6 この組合の組合員の資格を有する者は、〇〇地区内の農用地につき所有権又はその他の使用収益権を有する者及び組合の事業施設を利用することが相当と認められる者(又は〇〇地区に住所を有する農業者)とする。

(組合への加入脱退)

第7 この組合への加入及び脱退は、組合員の自由意志で決定し、組合長に届け出ることにより効力を生ずる。

(組合の役員)

第8 この組合の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計、書記 1名
- (4) 監事 2名

- 2 組合長は、この組合を代表し、会務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、会計会務の執行を監査する。

(役員の選出)

第9 役員の選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第10 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第12 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 農用地利用規程の作成及び変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認

(総会の議決方法)

第13 総会は、組合員総数の〇分の1以上に当たる者が出席して開くものとする。

- 2 組合員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会議事は、出席者の議決権の過半数で決する。

(運営委員会)

第14 この組合の業務を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する必要な事項は、組合長が別に定める。

(経費)

第15 この組合の運営に要する経費は、会費等をもってあてる。

(会計年度)

第16 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(その他)

第17 その他組合の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

<この組合が出資組合の場合>

I 第7の別案

(組合への加入)

第7 この組合への加入は、組合員の自由意志で決定し、組合長にその旨を届け出る。

- 2 前項の届出があったときは、組合は、出資の払込みをさせるものとする。
- 3 第1項の届出をした者は、前項の規定による出資の払込みをしたときに組合員となる。

第7の2 出資1口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

- 2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資目的たる財産及びその価値並びにこれに対して与える出資の口数は、別に定めるとおりとする。

(脱退)

第7の3 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度末において脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。
 - (1) 組合員たる資格の喪失
 - (2) 死亡
 - (3) 除名

(除名)

第7の4 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の会日の10日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由なくして1年以上この組合の施設を全く利用しないとき。
 - (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (4) この組合の規約に違反し、その他故意又は重大な過失により、この組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知するものとする。

(持分の払戻し)

第7の5 組合員の脱退した場合には、脱退した事業年度の終わりにおけるこの組合の財産につき、別に定めるところにより算定した持分の額を払い戻すものとする。

- 2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

II 残余財産の分配

(残余財産の分配)

第15の2 この組合が解散した場合において、各組合員に別に定めるところにより算定した持分の額を払い戻すものとする。

- 2 前項の規定による持分の払戻しについては、第7の5第2項の規定を準用する。

〇〇地区（特定）農用地利用規程（試案）

*本文の注意事項

- ① 「共通事項」は、農用地利用規程、特定農用地利用規程の双方に共通して規定する内容を記載。
- ② 「農用地利用規程に規定する事項」は、農用地利用規程において規定する内容を記載。
- ③ 「特定農用地利用規程（特定農業法人用）に規定する事項」は、特定農業法人を規程中に位置付ける場合に規定する内容を記載。
- ④ 「特定農用地利用規程（特定農業団体用）に規定する事項」は、特定農業団体を規程中に位置付ける場合に規定する内容を記載。
- ⑤ 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ⑥ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。
- ⑦ 条項中の（ ）は、地区の実情によって省略する場合がある部分。

（作成上の留意事項）

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地域独自のものを作成することが望ましい。

共通事項

（目的）

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

今回改正で追加された事項

（農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項）

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化（するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進）することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である〔認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇〕に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止（又は解消）を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。

- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地区の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

（実施区域）

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

〔別添図面参照〕

（記載上の留意事項）

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地区の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

（作付地の集団化の促進）

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇（、〇〇）を中心に極力集団化して作付するものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

（作付地の集団化の実行方針）

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会（又は役員会）が予め組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあっては省略することができる。
- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが適当である。

（栽培管理の改善の促進）

第6条 〔農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・安心な作物の栽培等〕による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善に努めるものとする。

（栽培管理の改善の実行方針）

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することとしても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物（〇〇）及び今後振興を図る必要のある作物（〇〇）の栽培管理については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する〔栽培基準、栽培指針、栽培指標、〇〇〕に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

今回改正で追加された事項

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて、必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じたものを定める。

(農作業の効率化の実行方針)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

今回改正で追加された事項

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による〔水稻、□□〕に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業〔畦畔管理、防除、△△〕はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による〔水稻、□□〕に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業〔畦畔管理、防除、△△〕は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区において新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圃を設置している場合、その技術実証圃の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

④ 役割分担に関する詳細な事項（作業計画、作業量、作業受託料金等）については、別途定めることが望ましい。

⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。

⑥ アの【】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。

⑦ ア及び①のアの【】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

⑧ アの【】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【】内の「〇〇」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。

⑨ ア及びイの【】内の「□□」には麦、大豆等の作物名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稻、麦、〇〇】の【耕起、播種、田植、収穫、〇〇】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て、組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

① 本項に定める農作業の受委託は、効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する（認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。）。

② アに定める農作業の受託者は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆、飼料作物、〇〇】の【耕起、収穫、乾燥調製、〇〇】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕の保有する農業機械・施設（トラクター、コンバイン、乾燥調製施設等）の共同利用を推進し、〔生産組織、農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

① 農業機械の共同利用は、農作業の受委託、共同作業を伴う場合が多いと考えられ、この場合には、農作業の受委託、農作業の共同化とあわせて定めてよい。

② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稻、〇〇】の【育苗、防除、〇〇】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については〔生産組織、農業協同組合〕の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく、専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。

② 共同作業の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

農用地利用規程に規定する事項

今回改正で追加された事項

(農用地の利用関係の改善)

第10条 組合は、次のとおり【認定農業者、〇〇】への農用地の利用の集積に努めるものとする。

《認定農業者又は認定農業者として育成しようとする者を規定する場合》

| 区域名 | 氏名 (名称) | 現況 | | 〇〇年(目標) | |
|-----|------------|------|--------|---------|--------|
| | | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営面積 | 作業受託面積 |
| | | ha | ha | ha | ha |
| | | | | | |
| | | | | | |

《特定農業団体となることを目指す農作業受託組織を規定する場合》

- (1) 名称 〇〇生産組合(代表者〇〇〇〇〇〇)
住所 〇〇郡〇〇市〇〇番地
- (2) 上記農作業受託組織への農作業受託の目標(総集積目標面積)と農作業を受託する農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次のアとウのとおりとし、上記農作業受託組織の現在の集積面積は、次のイのとおりである。
- 農作業受託面積
- ア 総集積目標面積 〇〇ha
イ 現況集積面積 〇〇ha
ウ 集積目標面積(ア-イ) 〇〇ha

2 組合員が利用権の設定等及び農作業の委託を行おうとする場合は、(農用地の所在に応じ)前項に定める者を相手方とするものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などであり、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することとしても差し支えない(次条において同じ)。
なお、「特定農業団体となることを目指す農作業受託組織」を規定する場合には、複数の農作業受託組織を定めるべきではない。
- ② 認定農業者又は認定農業者として育成しようとする者について集積目標を定める場合には、農用地の効率的利用、農作業の効率化の観点から地区を一定の区域に区分し、その区域別に集積対象者を決定することが望ましいが、区域を定められない場合又は集積対象者を区域別に決められない場合には、区域名を除いて記載する。
また、集積目標面積を定めるに当たっては、認定農業者の農業経営改善計画に配慮すること。
なお、利用集積の目標面積の目標年は、農業経営改善計画の認定の有効期間(5年)を考慮して定めることが望ましい。
- ③ 経営面積は、認定農業者等が所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農用地の面積をカウントすること。

作業受託面積は、その作業を

- ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、
イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、
ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。
- ④ 集積面積は、第3条の実施区域内の農用地に係るもののみを記載すること。
⑤ 個別の認定農業者等ごとに集積目標面積を定めることが困難な組合においては、次のように記載することもできる。

第10条 組合は、農用地の利用関係の改善を図るため、地区内の農用地の認定農業者への利用集積の目標を〇割とする。

⑥ 農用地利用規程の策定時点において、農用地の利用集積対象者を明らかにすることが困難な組合においては、次のように記載することもできる。

第10条 組合は、農用地の利用関係の改善を図るため、特定農業団体の設立に向けて、検討を行うものとする。

(農用地の利用関係の改善の実行方策)

- 第11条 地区内の農用地について、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な当該農用地の所有者その他の使用及び収益を目的とする権利を有している者は組合に申し出るものとする。
- 2 作付地の集団化、団地化に伴ってその農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を希望する者は、組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、【認定農業者、〇〇】に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第1項及び第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、【認定農業者、〇〇】の同意が得られた場合は、当該【認定農業者、〇〇】を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。また、【認定農業者、〇〇】が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるようあつせんするものとする。
- 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第1項及び第2項の申出者及び【認定農業者、〇〇】は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。
- 6 第1項及び第2項の申出は、【認定農業者、〇〇】による計画的な農作業の実施が行えるよう、適切な時期までに行うものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本条は、前条において地域農業の担い手が特定された場合、あるいは、地域農業の担い手への相当程度の利用集積を目標とすることを明確化した場合に定めるものとする。
- ② 【 】内に「特定農業団体となることを目指す農作業受託組織」のみを定める場合には、本条の内容は「特定農用地利用規程(特定農業団体用)に規定する事項」の第10条に準拠して定めるものとする。
- ③ 第3項の「勧奨」は、農業経営基盤強化促進法第24条第1項に規定するものであるから、認定農業者以外の者への利用権の設定等又は農作業の委託を行う旨を勧奨することを定めることは適当でない。

特定農用地利用規程（特定農業法人用）に規定する事項

（農用地の利用関係の改善）

第10条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業法人が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第12条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。

- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な場合には、当該農用地の利用権の設定等又は農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、特定農業法人を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。ただし、特定農業法人が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるよう特定農業法人にあっせんするものとする。
- 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第2項の申出者及び特定農業法人は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。また、特定農業法人は、組合から農作業の委託を受けるようあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。
- 6 第2項の申出は、特定農業法人の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

（記載上の留意事項）

本規程で特定農業法人を位置付け、特定農業法人に農用地の利用集積を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業法人の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

（特定農業法人の名称及び住所）

第11条 本規程に定める特定農業法人は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合（代表者○○○○○）
- (2) 住所 ○○郡○○市○○番地

（記載上の留意事項）

特定農用地利用規程には、複数の特定農業法人を定めることはできないことに留意する。

（利用集積の目標面積）

第12条 特定農業法人への農用地の利用集積の目標（総集積目標面積）と利用権の設定等又は農作業の受託をすることとする農用地の面積（集積目標面積）は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業法人の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

| | (内訳) | 経営面積 | 作業受託面積 |
|-----------------------|-------|-------|--------|
| (1) 総集積目標面積 | ○○ ha | ○○ ha | ○○ ha |
| (2) 現況集積面積 | ○○ ha | ○○ ha | ○○ ha |
| (3) 集積目標面積（(1) - (2)） | ○○ ha | ○○ ha | ○○ ha |

（記載上の留意事項）

- ① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。

② 作業受託面積は、その作業を

- ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、
 - イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、
 - ウ その他の作物にあってはア及びイに準ずる農作業
- とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。

③ 特定農業法人の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。

④ 特定農業法人が、農地保有合理化事業を活用し、農地保有合理化法人から出資を受けようとする場合には、次の事項を記載する必要がある。

第〇条 特定農業法人は、自己資本の充実を図るため、{社団法人○○農業公社、○○農業協同組合}が行う農地保有合理化事業を活用し、当該法人から現物出資として農地○○ha、資金の出資として○○円を受けるものとする。

特定農用地利用規程（特定農業団体用）に規定する事項

（農用地の利用関係の改善）

- 第10条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業団体が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第12条に定める目標に向けて農作業の委託を受けるものとする。
- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら全ての農作業を行うことが困難な場合には、当該農用地の農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業団体に農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、農作業の委託を受けるよう特定農業団体にあっせんするものとする。
- 5 前項のあっせんがあった場合には、特定農業団体は、これに応じるものとする。
- 6 第2項の申出は、特定農業団体の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

（記載上の留意事項）

本規程で特定農業団体を位置付け、特定農業団体に対し農作業の委託を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業団体の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

（特定農業団体の名称及び住所）

第11条 本規程に定める特定農業団体は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合（代表者○○○○○）
(2) 住所 ○○郡○○市○○番地

（記載上の留意事項）

特定農用地利用規程には、複数の特定農業団体を定めることはできないことに留意する。

（利用集積の目標面積）

第12条 特定農業団体への農作業受託の目標（総集積目標面積）と農作業を受託する農用地の面積（集積目標面積）は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業団体の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

作業受託面積

- (1) 総集積目標面積 ○○ ha
(2) 現況集積面積 ○○ ha
(3) 集積目標面積（(1) - (2)） ○○ ha

（記載上の留意事項）

- ① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。
② 作業受託面積は、その作業を
ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、
イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、
ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業
とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。
③ 特定農業団体の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。

共通事項

（用排水管理等）

第○条 水田の用排水管理は、【土地改良区、配水総代、農事実行組合長、○○】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、相協力して実施するものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。
② 畑地帯等であっても、畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは、実情に応じて定めることが望ましい。

（地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用）

第○条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、堆きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は（農業協同組合等の堆肥銀行の協力を得て）交換等のあっせんに努めるものとする。

（記載上の留意事項）

費用又は労力の確保等の観点から、こうした取組の実行が困難な組合にあつては、定めなくてもよい。

（生活環境の改善等）

第○条 住みよい村づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

（記載上の留意事項）

第3項は、実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であつて基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

（細則）

第○条 この規定を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

（附則）

この規程は、市町村の認定があつた日から施行する。

(案)

特定農業団体規約例（基本型）（例）

〇〇〇〇〇〇営農生産組合規約

【利用上の注意】

- 1 本規約は、特定農業団体の規約として必要な事項を例示したものであり、特定農業団体が、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけでなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。
詳しくは、各税務署にご相談ください。
- 2 また、本規約は、特定農業団体が「共済組合等」に加入できる「共済資格団体」としての要件を満たす内容となっています。

(目的)

第1条 この組合は、農作業の受託を通して組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び農用地利用改善事業実施区域における農用地の利用集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項の実施により、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地に置く。

(事業)

第4条 この組合は第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う。

- (1) 農作業の受託に関する計画の作成・実施
- (2) 施設・機械等の導入・管理
- (3) 農作業の受託に係る生産資材の購入
- (4) 農作業の受託に係る農産物の販売
- (5) 農業共済への加入
- (6) その他第1条の目的の達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、〇〇〇地区の農用地利用改善団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内に農用地の使用収益権を有する農用地利用改善団体の構成員とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 組合員の死亡または経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第7条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を

他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

2 前項にかかわらず、組合員は、○日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

4 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産、または後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第9条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第10条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 監事 1名

2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。

3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。

4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第13条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。

4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定、主たる農業従事者の所得目標設定
- (6) 農業生産法人化計画
- (7) 農用地利用集積の目標
- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員を選任及び解任
- (12) 組合への加入及び脱退
- (13) 組合員の除名
- (14) 組合の財産処分
- (15) その他組合の運営に必要な事項

(作付作物の栽培計画の説明)

第15条 この組合は、農用地利用改善団体に対して毎年作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

(農用地の利用及び管理)

第16条 この組合は、農用地利用改善事業の実施区域における農用地の利用集積を行い、特定農用地利用規程に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

2 この組合は、作業受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、組合員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第17条 この組合は、農業機械・施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

(債権債務)

第18条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第19条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第20条 この組合は組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入、支出の管理を行うものとする。

2 組合名義による作物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員への利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第21条 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(生産調整対策の適切な実施)

第22条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。

(農業生産法人化計画)

第23条 この組合は、農業生産法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。

(解散)

第24条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、農業生産法人化計画に基づき設立される農業生産法人に引き継ぐものとする。

2 この組合の解散の時に残る残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

第25条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(例)

〇〇営農生産組合加入申込書

平成 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名 印
住所
電話

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。

また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。

なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

| | 農用地の所在地・地番 | 地目 | 面積 |
|---|------------|----|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

(参考様式)

収入
印紙

(特定農業団体と非組合員との間の契約)
(個人間の契約)

農作業等受委託契約書
(水田・畑作経営所得安定対策用)

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業等受委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委託者 (以下「甲」という。)

氏名 印
住所
電話

受託者 (以下「乙」という。)

氏名 印
住所
電話

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農用地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

| | 農用地の所在地・地番 | 地目 | 面積 | 権利の種類 | 委託する農作業 |
|---|------------|----|----|-------|---------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、第2条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、甲に別に定める一定額を〇〇月末までに支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

(試案)

農業生産法人となることに関する計画

年 月 日

団体の所在：
 団体の名称：
 代表者：住所
 氏名

1 団体の構成員数

| | |
|----------|------|
| 構成員数（戸数） | 人（戸） |
|----------|------|

2 農業生産法人となる予定時期及び予定法人形態等

| | |
|---------------|------------------|
| 農業生産法人となる予定時期 | 年 月 日 |
| 予定法人形態 | ※留意事項1 |
| 予定構成員数 | 人（うち当該団体の構成員数 人） |

3 目標とする農業経営の指標

(1) 経営規模等

| ① 目標とする営農類型 | | | | | |
|------------------|--------|--------------|---------------|--------------|-----|
| ② 農業 | 作目・部門名 | 現 状 | | 目 標 | |
| | | 作付面積 飼養頭数 | 生産量 | 作付面積 飼養頭数 | 生産量 |
| | | | | | |
| | 経営面積合計 | | | | |
| 営 の 規 模 | 区分 | 地目 | 所在地 (市町村名) | 現 状 | 目 標 |
| | 所有地 | | | | |
| | 借入地 | | | | |

| ② 農業 受 託 | 作 目 | | 作 業 | 現 状 | 目 標 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------|-----|-----------------|-----|
| | ※留意事項2(1)ア | | | | |
| | | 単 純 計 換 算 後 | | | |
| ③ 農 業 經 營 の 規 模 | そ の 附 帯 の 連 帯 他 ・ 事 業 | 事 業 名 | 内 容 | 現 状 | 目 標 |
| | | ※留意事項2(1)イ | | | |
| ④ 生 産 方 式 | 機 械 ・ 施 設 | 機 械 ・ 施 設 名 | | 型式、性能、規模等及びその台数 | |
| | | ※留意事項2(2)ア | | 現 状 | 目 標 |
| ⑤ 農 業 従 事 の 態 様 等 | 農 利 用 地 条 件 | 現 状 | | 目 標 | |
| | | ※留意事項2(2)イ | | | |
| ⑥ 経 営 管 理 の 方 法 | 現 状 | | 目 標 | | |
| | ※留意事項2(3) | | | | |
| ⑦ 農 業 従 事 の 態 様 等 | 現 状 | | 目 標 | | |
| | ※留意事項2(4) | | | | |

(2) 主たる従事者個々の目標農業所得額

| 氏 名 | 目標農業所得額 | 備 考 |
|-----------|---------|-----|
| ※留意事項2(5) | 万円 | |
| | | |
| | | |

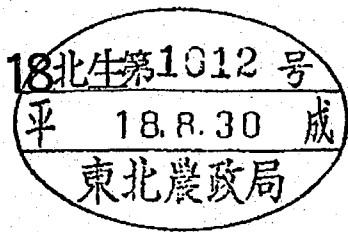
4 農業生産法人となるまでの取組計画

| 年度 | 実施時期 | 実施する事項 |
|-----|-----------------------|------------|
| 1年目 | 年 月 ※留意事項 3 (1) | ※留意事項3 (2) |
| 2年目 | 年 月 | |
| 3年目 | 年 月 | |
| 4年目 | 年 月 | |
| 5年目 | 年 月 | |

(記載上の留意事項)

- 1 「2 農業生産法人となる予定時期及び予定法人形態等」の「予定法人形態」欄には、農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社のうち、予定している法人形態を記載する。
- 2 「3 目標とする農業経営の指標」には、次の事項を記載する。
 - (1) の「②農業経営の規模」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「作業受託」欄には、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄には「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - イ 「その他の関連・附帯事業」欄には、農産加工等について記載する。
 - (2) (1)の「③生産方式」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「機械・施設」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル等による場合は、その旨を記載する。
 - イ 「農用地の利用条件」欄には、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
 - (3) (1)の「④経営管理の方法」欄には、青色申告の実施、自己資本の充実等について記載する。
 - (4) (1)の「⑤農業従事の態様等」欄には、給料制の導入、従事者全員及び雇用者の社会保険への加入、農作業環境の改善等について記載する。
 - (5) 「(2)主たる従事者個々の目標農業所得額」については、次のアからウの場合に応じて記載する。
 - ア 現在主たる従事者が存在する場合は、当該者について記載する。
 - イ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できる場合は、当該候補者について記載するとともに、「備考」欄には「候補者」と記載する。
 - ウ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できない場合は、「氏名」欄には「○人」(○は、主たる従事者として予定している人数)と記載し、「目標農業所得額」欄には主たる従事者として予定している一人当たりの目標農業所得額(平均額)を記載するとともに、「備考」欄には「一人当たり目標農業所得額」と記載する。
- 3 「4 農業生産法人となるまでの取組計画」には、次の事項を記載する。
 - (1) 「実施時期」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む事項それぞれについて、予定する年及び月を記載する。ただし、例えば、先進事例の調査では調査の受入側との日程調整が必要となるように、外部要因の影響を受ける事項については、概ねの実施予定時期の記載でよい。
 - (2) 「実施する事項」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む、先進事例の調査、法人経営に関する研修会の開催、設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成、創立総会の開催等の具体的な内容を記載する。

5 その他参考となる事項



18経営第3025号
平成18年8月28日



東北農政局生産経営流通部長 殿

農林水産省経営局経営政策課長

集落営農組織の構成員となった認定農業者に係る農業経営改善計画の取扱いについて

平成19年産からの品目横断的経営安定対策の導入等を踏まえ、現在、全国各地で担い手の育成・確保に向けた取組が積極的に進められているが、この一環として、特定農業団体等集落営農組織の立ち上げに当たって、認定農業者を当該集落営農組織の構成員として位置付け、組織化を進めている事例もみられるところである。

この場合、認定農業者が集落営農組織とは別に引き続き個人として経営を行う部門を有している場合は、当該部門のみをもって認定要件を満たすこともあり得るところである。

また、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織は、経営の実体を有してはいるものの、任意組織であることから、その性格は各構成員が共同で事業を営むものであり、集落営農組織に係る権利・義務は各構成員に帰属するものである。このため、認定農業者が経理の一元化等を行い経営の実体を有する集落営農組織に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合であっても、当該認定農業者は、自らの経営判断により集落営農組織に参加したものであり、少なくとも、①当該認定農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農組織の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、②農業経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農組織の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、引き続き、当該認定農業者個人が農業経営を行っている状態にあると捉えられるものであることから、集落営農へ参加したことのみに基づいて取消を行うといったことにはならないものであるため、適切な対応につき御配慮をお願いする。

なお、品目横断的経営安定対策においては、同一の農地及び同一の農地から生産された農産物について、集落営農組織とその構成員たる認定農業者の両方から加入申請及び交付申請が行われたとしても、経営規模・交付対象数量には一方しか算入できないため、対象農業者が重複したり、交付金が二重に交付されることはないことを申し添える。

おって、貴管下都府県に対しては、貴職から周知願いたい。



集落営農組織の法人化計画達成が困難な場合等における 水田経営所得安定対策の加入申請上必要な手続き等について

『特定農業団体』

特定農業団体として加入申請するには、特定農用地利用規程の有効期間内（農業経営基盤強化促進法（以下、「法」と言う。）第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年）であることが前提となる。

また、当該特定農業団体は、特定農用地利用規程に係る法第23条第1項の認定の申請の日から起算して5年を経過する日の前に農業生産法人となる予定年月日を定めた「農業生産法人となることに関する計画（以下、「法人化計画」と言う。）」を有し、かつ、その達成が確実であることが見込まれること（農業経営基盤強化促進法施行令（以下、「令」と言う。）第5条）が要件となっている。

ただし、特定農用地利用規程の有効期間は、当該規程で定められた特定農業団体の同意を得た上で、申請者の名称・所在地、延長の期間及び有効期間を延長することを必要とする理由等を記載して延長承認申請を行い、市町村の承認を得ることにより5年を超えない範囲で延長することができる。（令第6条）

従って、当初計画に定めた予定年月日までの法人化が困難であり、かつ、特定農用地利用規程の有効期間経過後も特定農業団体として水田経営所得安定対策に加入申請することになる場合は、法人化計画の見直しを行った上で、市町村から当該規程の有効期間延長に関する承認を受け、当該有効期間が延長されていることが必要となる。

『特定農業団体以外の集落営農組織（同等要件組織）』

農用地利用集積目標に向けた取り組み又は農業生産法人化計画に沿った取り組みを行ったにも関わらず、目標面積又は農業生産法人化の達成予定日までの達成が見込まれない場合は、当該達成予定日の1年前から当該達成予定日の前日までの間に、「農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」（水田・畑作経営所得安定対策実施要領 様式第3号）を東北農政局（地域課）に提出し、当該達成予定日の延期の承認を受けておくことが必要となる。（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第4の4の（1））

参 考

特定農用地利用規程の「有効期限」と法人化計画の「法人設立予定年月日」 とが異なる場合の当該利用規程有効期間延長手続きの考え方について

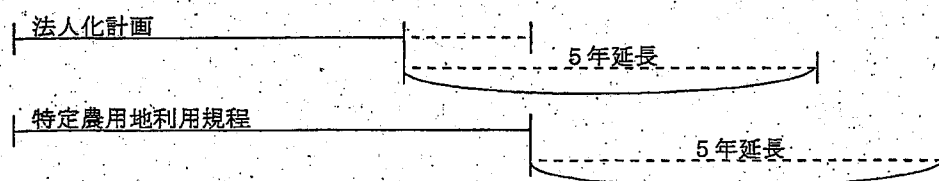
農業振興課

(問) 特定農用地利用規程（以下、「利用規程」という。）に位置付けられている特定農業団体が有する「農業経営を営む法人となることに関する計画」（以下、「法人化計画」という。）に定められた「農業経営を営む法人となる予定年月日」（以下、「予定年月日」という。）が利用規程の有効期限前に到来する場合、当該利用規程の有効期間延長手続きは、どのように行うべきか。

【考え方】

- 特定農業団体が有する法人化計画に定められた予定年月日が利用規程の有効期限前に到来する場合、予定年月日前に当該法人化計画の見直し等、何らかの手続きを取ってなければ、当該予定年月日の翌日から利用規程の有効期限到来までの間、空白期間が生じることとなる。従って、法人化計画及び農用地利用規程の見直しに当たっては、空白期間が生じないように留意する必要がある。
- 具体的には、利用規程の有効期間延長も視野に、予め農用地利用改善団体の事前了解等を得た上で、予定年月日に合わせて5年以内の法人化計画延長を行う（例1）か、若しくは、利用規程の有効期限内で一旦法人化計画の見直しを行い、その後、利用規程の有効期限到来に併せて、法人化計画も5年以内の延長を行うなどの手続きを行う（例2）ことになる。
- なお、上記の「空白期間内」に水田経営所得安定対策の加入申請を行った場合、対象者の要件を満たさないことになるので留意する。

(例1)



(例2)



別記様式第6-1号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第6条ただし書(農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第21条の2)の規定に基づき、平成 年 月 日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したので、下記の書面を添えて承認を申請します。

- (1) 延長期間: 年間(平成 年 月 日まで)
- (2) 延長理由:

記

1. 特定農用地利用規程
 2. 定款又は規約
 3. 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
 4. この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
 5. 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人(特定農業団体)が同意していることを証する書面
- (記載注意)
代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

67

別記様式第6-2号

同 意 書

年 月 日

〇〇農用地利用改善団体 殿

所在地
農業生産法人(団体)の名称
代表者の氏名 (印)

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人(団体)が特定農業法人(特定農業団体)として位置付けられることに同意します。

(記載注意)
代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第5号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

年 月 日

市町村長 (印)

(「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。)

別記様式第6号

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第1項(第23条の2第1項)の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

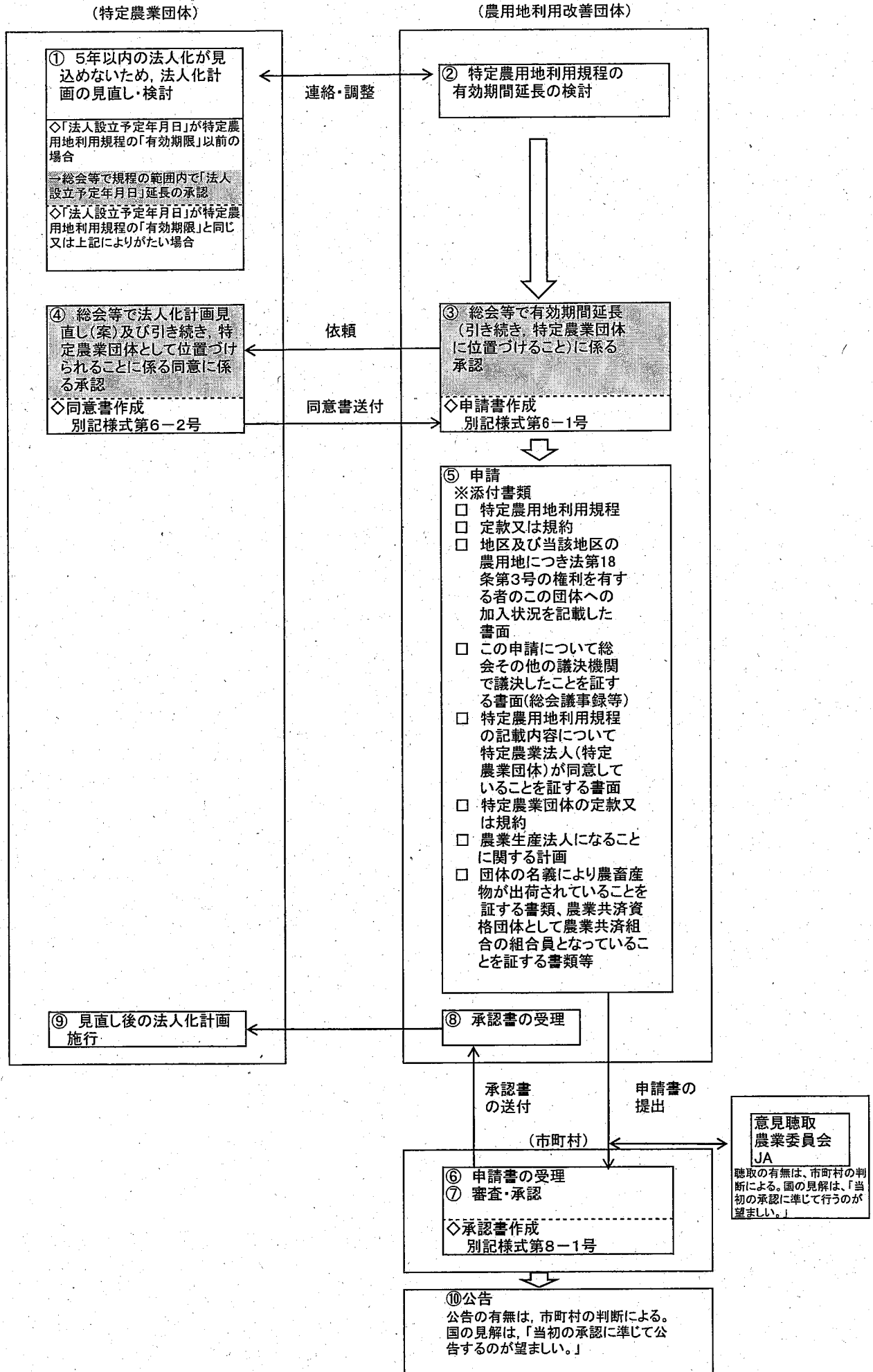
記

1. 農用地利用規程
2. 定款又は規約
3. 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
4. この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
5. 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人(特定農業団体)が同意していることを証する書面
6. 特定農業団体の定款又は規約
7. 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条第2号に規定する計画
8. 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第20条の3第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面

(記載注意)

1. 変更の場合にあつては、表題の次に(変更)と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
2. 特定農用地利用規程の認定申請にあつては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。
3. 本文の記中、5は特定農用地利用規程の認定申請の場合、6から8までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
4. 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

○特定農用地利用規程の有効期間延長(法人化計画見直し)に係る事務手続きフロー



生産調整の見直しに伴う認定農業者制度関係通知の改正について

- 認定農業者制度においては、市町村が農業経営改善計画の認定を行う際に「生産調整対策」を考慮しているかどうかを一つの判断基準としてきたところである。
- 平成22年度の戸別所得補償モデル対策の実施に当たっては、主食用米の需給調整に関するペナルティ的措置は原則廃止するとの基本的な方向を踏まえ、認定農業者の認定に当たっても、今後、生産調整対策を考慮しているかどうかは問わないこととするため、以下のとおり通知改正等を行う。

農業経営基盤強化促進法

(農業経営改善計画の認定要件)

- ①市町村の基本構想に照らし適切なものであること
- ②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること等



※ 上記②の具体的な運用の考え方を以下の通知において規定

農業経営基盤強化促進法の施行について

(平成5年8月2日 事務次官通知)

認定要件に該当すると認められない場合の例示を規定

- (1) 農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画
- (2) 水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画

米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について

(平成17年12月15日 経営局長、生産局長、総合食料局長通知)

平成18年産以降における需給調整の推進体制等について定めた本通知の中で、

- ・ 米の需給調整の的確な実施のため、認定農業者の認定基準である「生産調整対策が考慮」されているかどうかの判断について、認定申請者ごとに、水稻の実作付けが生産目標面積の範囲内であるか否かで判断する必要があるため、市町村の担当部局間の連携を図るよう指導

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について

(平成15年9月16日 経営局長通知)

平成15年に農業経営基盤強化促進法が改正され、認定取消しに該当する場合の例示を規定

- ・ 例えば、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行っている場合には、事案によっては取消事由に該当

通知改正等の内容

① 一部改正通知の発出

※ 左記(2)の規定を削除

② 廃止通知の発出

※ 需給調整の在り方の見直しに伴い廃止

③ 一部改正通知の発出

※ 左記の例示について、生産調整対策を考慮する必要はなくなるが、地域の農用地の総合利用を図る観点から、引き続き、取消事由に該当することになる旨を規定



④ 解説通知の発出

※ 上記3通知の改正等の考え方を課長通知により周知

認定農業者制度に関するお知らせ

平成22年5月

従来、農業経営改善計画の認定に当たっては、米の需給調整への参加が要件となっていました。が、今年度からは、需給調整参加の有無は問わないことになりました。

◆見直しの背景◆

平成22年産以降の主食用米の需給調整については、米戸別所得補償モデル事業により生産数量目標に即した米づくりに大きなメリットを付与することにより、その実効を期すこととなりました。

このため、従来の米の需給調整に関するペナルティ的措置は見直すこととし、認定農業者制度においても、農業経営改善計画の認定に当たって、米の需給調整への参加の有無は問わないこととしました。

経営改善を図ろうとする方

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

市町村へ申請

市町村が認定

認定農業者

認定基準

- ①市町村基本構想に適しているか
- ②農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- ③達成できる計画か

※ 上記②の判断基準の一つとして、従来、米の需給調整に参加していたことが要件となっていました。が、今後は米の需給調整への参加の有無は問われません

Q1 水田・畑作経営所得安定対策は、米の需給調整に参加していない認定農業者でも加入できますか

A1 水田・畑作経営所得安定対策は、22年度も実施されますが、このうち米を含む収入減少影響緩和対策（いわゆる「ナラシ対策」）は、米戸別所得補償モデル事業の持つ需給調整への参加メリットとしての機能を減殺しないよう、米の需給調整に参加することを交付要件としています。

一方、麦・大豆に対する生産条件不利補正対策（いわゆる「ゲタ対策」）は、米の需給調整への参加の有無は問いません。

Q2 米の需給調整に参加しないことで、一度認定を取り消された農業者も認定を受けることができますか

A2 農業者が改めて農業経営改善計画を作成することにより、認定を受けることができるので周知していただきたいと考えています。

Q3 今後は、どのような場合に認定の取消しになるのですか

A3 前頁の認定基準に該当しない場合には、認定を取り消すことができることとされています。認定基準の②の関連では、今後は、地域で取り組むブロックローテーションに参加せず、地域ぐるみの農地利用に支障が生じているなど、農用地の効率的かつ総合的な利用上適切ではないと認められる場合には、事案によっては取消事由に該当することがあると考えられます。

今年度、新たに創設された「米戸別所得補償モデル事業」に参加する場合は、認定農業者も含め主食用米の生産数量目標に即した生産を行うことが必要です。

問い合わせ先

東北農政局 生産経営流通部 担い手育成課 TEL 022-263-1111(内線4470)
農林水産省 経営局 経営政策課 経営育成推進班 TEL 03-6744-2144(直通)

写

21 経営第 7169 号
平成 22 年 4 月 1 日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

「農業経営基盤強化促進法の施行について」の一部改正について

平成22年産以降の主食用米の需給調整の在り方が見直されることに伴い、「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年8月2日付け5構改B第847号農林水産事務次官依命通知）が別添新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管内都府県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。

| 改 正 後 | 現 行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～3（略） 4 農業経営改善計画の認定基準 農業経営改善計画の認定は、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること（法第12条第4項第1号）、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること（法第12条第4項第2号）、③その他農林水産省令で定める基準に適合すること（法第12条第4項第3号）というすべての基準を満たす場合に行うものとする。</p> <p>このうち、①については、農業経営改善計画に記載された農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等がいずれをとっても市町村の基本構想で定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」と同水準以上になっていることが望ましいが、例えば、当面は農業経営の規模の拡大に重点を置いて経営改善を進めようという農業者の計画の場合には、農業経営の規模の点で市町村の基本構想で定める指標に到達していることを必須条件とし、経営管理の合理化等その他の事項に係る計画内容が基本構想の指標に達していない場合であっても認定し得るものとする。</p> <p>また、新たに農業経営を開始する場合、小規模な経営から規模拡大する場合等であって、基本構想で示すような農業経営の指標に向けて大幅な経営発展を図ろうとしてもその達成が短期間では困難と認められるときには、その農業者の意欲・能力などからみて、将来とも経営発展を継続し、基本構想で示される指標に到達することが確実であると見込まれれば、計画に記載された目標が基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定し得るものとする。</p> <p>②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、<u>農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画</u>の場合がある。</p> <p>（以下略） 5～7（略） 第6～第13（略）</p> | <p>第1～第4（略）</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～3（略） 4 農業経営改善計画の認定基準 農業経営改善計画の認定は、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること（法第12条第4項第1号）、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること（法第12条第4項第2号）、③その他農林水産省令で定める基準に適合すること（法第12条第4項第3号）というすべての基準を満たす場合に行うものとする。</p> <p>このうち、①については、農業経営改善計画に記載された農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等がいずれをとっても市町村の基本構想で定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」と同水準以上になっていることが望ましいが、例えば、当面は農業経営の規模の拡大に重点を置いて経営改善を進めようという農業者の計画の場合には、農業経営の規模の点で市町村の基本構想で定める指標に到達していることを必須条件とし、経営管理の合理化等その他の事項に係る計画内容が基本構想の指標に達していない場合であっても認定し得るものとする。</p> <p>また、新たに農業経営を開始する場合、小規模な経営から規模拡大する場合等であって、基本構想で示すような農業経営の指標に向けて大幅な経営発展を図ろうとしてもその達成が短期間では困難と認められるときには、その農業者の意欲・能力などからみて、将来とも経営発展を継続し、基本構想で示される指標に到達することが確実であると見込まれれば、計画に記載された目標が基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定し得るものとする。</p> <p>②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、<u>次の場合がある。</u></p> <p>(1) <u>農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画</u> (2) <u>水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画</u></p> <p>（以下略） 5～7（略） 第6～第13（略）</p> |

写

21経営第7170号
平成22年4月1日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

(農林水産省) 経営局長

「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」の一部
改正について

平成22年産以降の主食用米の需給調整の在り方が見直されることに伴い、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」(平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知)を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知願いたい。

なお、貴局管内都府県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」（平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置 1～2 (略)</p> <p>3 農業経営改善計画の認定の取消し (1) (略)</p> <p>(2) <u>農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない農業経営改善計画として、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しない等、その地域の農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で著しい支障となっているような場合があり、これは、事案によっては取消事由に該当することになると考えられる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> | <p>第1 農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置 1～2 (略)</p> <p>3 農業経営改善計画の認定の取消し (1) (略)</p> <p>(2) <u>従来より、生産調整対策が考慮されていない農業経営改善計画は、その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であるとは認められず、認定することは適当でないとの解釈を示してきたところである。この生産調整対策との関連では、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で著しい支障となっているような場合には、事案によっては取消事由に該当することになると考えられる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> |

写

21 総食第1145号
21 生産第10535号
21 経営第7176号
平成22年4月1日

各都道府県知事
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国主食集荷協同組合連合会会長
全国農業会議所会長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道農政事務局長

殿

(農林水産省) 総合食料局長
(農林水産省) 生産局長
(農林水産省) 経営局長

「米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について」の廃止について

平成22年産以降の主食用米の需給調整については、これまでの在り方が見直され、生産数量目標に即した米づくりに大きなメリットを付与し、より多くの農業者の参画を促すことにより、その実効を期すこととしている。

これに伴い、平成18年産以降における需給調整の推進体制等について定めた「米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について」（平成17年12月15日付け17総食第948号農林水産省生産局長、経営局長、総合食料局長連名通知）は廃止したので、御了知願いたい。

写

21 経営第7171号
平成22年4月1日

各地方農政局生産経営流通部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

殿

(農林水産省) 経営局経営政策課長

平成22年産以降の主食用米の需給調整の見直しに伴う認定農業者制度に
基づく農業経営改善計画の認定等の取扱いについて

市町村が認定農業者制度に基づいて、水稻の作付けを行う農業者の農業経営改善計画の認定及びその取消し（以下「認定等」という。）を行う場合の米の生産調整との関係については、「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年8月2日付け構改B第847号農林水産事務次官依命通知）等において、その考え方が示されてきたところである。

平成22年産以降の主食用米の需給調整については、生産数量目標に即した米づくりに大きなメリットを付与し、より多くの農業者の参画を促すことにより、その実効を期し、従前の米の生産調整に関するペナルティ的措置は、原則として廃止することとしている。

このように需給調整の在り方が見直されることに伴い、これまで認定農業者の認定等の取扱いについて定めてきた下記の通知についても改正等が行われ、今後、以下のとおり取り扱うこととする。

については、その改正等の内容を十分御了知の上、認定農業者制度の円滑かつ適切な運用につき特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内都府県に対しては、貴職から通知をお願いする。

記

1 農業経営基盤強化促進法の施行について（平成5年8月2日付け5構改B第847号農林水産事務次官依命通知）

市町村が農業経営改善計画を認定する際の基準についての解釈を示している本通知は、その第5の4において、当該認定基準の一つである「農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で適切なもの」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65

号) 第12条第4項第2号)に「水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画」は該当しないとしてきたところである。

今般、需給調整の在り方が見直されるのに伴い、農業経営改善計画の認定に当たっても、生産調整対策が考慮されているかどうかを判断の要素とする必要がなくなったため、本通知は別添1のとおり改正されたところである。

2 米政策改革の下での平成18年産以降における需給調整の的確な推進について（平成17年12月15日付け17総食第948号農林水産省生産局長、経営局長、総合食料局長連名通知）

平成22年産以降の主食用米の需給調整の在り方が見直されることに伴い、平成18年産以降における需給調整の推進体制等について定めた本通知は廃止されたところである。

本通知の中では、農業経営改善計画の認定等に当たって判断の要素とされていた「生産調整対策が考慮されているかどうか」を判断するため、認定申請者又は認定農業者ごとに生産数量目標に即して生産を行っているか否かを確認することとしてきたが、今後は、上記1のとおり、認定に当たって生産調整対策が考慮されているかどうかの判断自体必要がなくなるため、本通知の1の(1)に定めていたように、認定等の事務を行うに際し、生産調整に係る事務と連携を図る必要はなくなるので留意願いたい。

3 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について（平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知）

農業経営改善計画の認定の取消事由となる場合を定めている本通知は、その第1の3の(2)において、「地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっているような場合には、事案によっては取消事由に該当することになる」としてきたところである。

上記1により認定に当たって「生産調整対策が考慮されていない計画」かどうかを判断の要素としないこととしているため、認定の取消しに当たっても同対策への考慮をその判断の要素とする必要がなくなるが、地域内の農用地の総合利用を図る観点からは、引き続き、地域でブロックローテーションに取り組んでいるような場合にはこれに参加する必要がある。このため、地域のブロックローテーションに参加していない場合は、「農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画」として、事案によっては取消事由に該当することになる旨を明らかにするため、本通知は別添2のとおり改正されたところである。

(別添1)

「農業経営基盤強化促進法の施行について」(平成5年8月2日付け5構改B第847号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～3(略) 4 農業経営改善計画の認定基準</p> <p>農業経営改善計画の認定は、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること(法第12条第4項第1号)、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること(法第12条第4項第2号)、③その他農林水産省令で定める基準に適合すること(法第12条第4項第3号)というすべての基準を満たす場合に行うものとする。</p> <p>このうち、①については、農業経営改善計画に記載された農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等がいずれをとっても市町村の基本構想で定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」と同水準以上になっていることが望ましいが、例えば、当面は農業経営の規模の拡大に重点を置いて経営改善を進めようという農業者の計画の場合には、農業経営の規模の点で市町村の基本構想で定める指標に到達していることを必須条件とし、経営管理の合理化等その他の事項に係る計画内容が基本構想の指標に達していない場合であっても認定し得るものとする。</p> <p>また、新たに農業経営を開始する場合、小規模な経営から規模拡大する場合等であって、基本構想で示すような農業経営の指標に向けて大幅な経営発展を図ろうとしてもその達成が短期間では困難と認められるときには、その農業者の意欲・能力などからみて、将来とも経営発展を継続し、基本構想で示される指標に到達することが確実であると見込まれれば、計画に記載された目標が基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定し得るものとする。</p> <p>②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、<u>農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画の場合がある。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>5～7(略) 第6～第13(略)</p> | <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1～3(略) 4 農業経営改善計画の認定基準</p> <p>農業経営改善計画の認定は、①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること(法第12条第4項第1号)、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること(法第12条第4項第2号)、③その他農林水産省令で定める基準に適合すること(法第12条第4項第3号)というすべての基準を満たす場合に行うものとする。</p> <p>このうち、①については、農業経営改善計画に記載された農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等がいずれをとっても市町村の基本構想で定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」と同水準以上になっていることが望ましいが、例えば、当面は農業経営の規模の拡大に重点を置いて経営改善を進めようという農業者の計画の場合には、農業経営の規模の点で市町村の基本構想で定める指標に到達していることを必須条件とし、経営管理の合理化等その他の事項に係る計画内容が基本構想の指標に達していない場合であっても認定し得るものとする。</p> <p>また、新たに農業経営を開始する場合、小規模な経営から規模拡大する場合等であって、基本構想で示すような農業経営の指標に向けて大幅な経営発展を図ろうとしてもその達成が短期間では困難と認められるときには、その農業者の意欲・能力などからみて、将来とも経営発展を継続し、基本構想で示される指標に到達することが確実であると見込まれれば、計画に記載された目標が基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定し得るものとする。</p> <p>②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、<u>次の場合がある。</u></p> <p><u>(1) 農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画</u></p> <p><u>(2) 水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画</u></p> <p>(以下略)</p> <p>5～7(略) 第6～第13(略)</p> |

(別添2)

「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」(平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知) 一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 農業経営改善計画の認定の取消し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない農業経営改善計画として、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しない等、その地域の農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で著しい支障となっているような場合があり、これは、事案によっては取消事由に該当することになると考えられる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> | <p>第1 農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 農業経営改善計画の認定の取消し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>従来より、生産調整対策が考慮されていない農業経営改善計画は、その計画が農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であるとは認められず、認定することは適当でないとの解釈を示してきたところである。この生産調整対策との関連では、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的利用を図る上で著しい支障となっているような場合には、事案によっては取消事由に該当することになると考えられる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> |